## 埼玉県訓令第十号

本

庁

地 域 機 関

埼玉県収用委員会事務局

勤務時間に関する規程の 一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

職員の

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

ように改正する。 職 員  $\mathcal{O}$ 勤務時間 に関す る規程 (昭 和二十七年埼玉県訓令第十八 号)  $\mathcal{O}$ 部を次 0

別表広聴広報課の項の次に次のように加える。

						る職員	に従事す	策課等の業務	福祉政 虐待通報
間45分	いて38時	1 週間につ	や早払して	合は、4週間	替を行う場	週休日の振	分。ただし、	7 時間 4 5	1日ごつま
									上に同じ。
								曜日	日曜日及び土
									上に同じ。

務の実情に応じ所属長が定め 回じ。」に改め、 の振替を行う場合は、 別表医療人材課 同項週:  $\mathcal{O}$ 項勤務時間 4週間を平均し 休日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 」に改める。 の欄中 欄中「上に同じ」を「4週間について Y 「1日だる 1 週間について38時間4 14 7 時間 4 5%ただし、 5分」を「上江 8 □ ∠ 週休日

附即

この訓令は、公布の日から施行する。